

## 介護施設の皆さまへ

愛媛県介護施設+（プラス）Safe協議会

2022.12

### ○愛媛県における近年の労働災害(休業4日以上)の推移

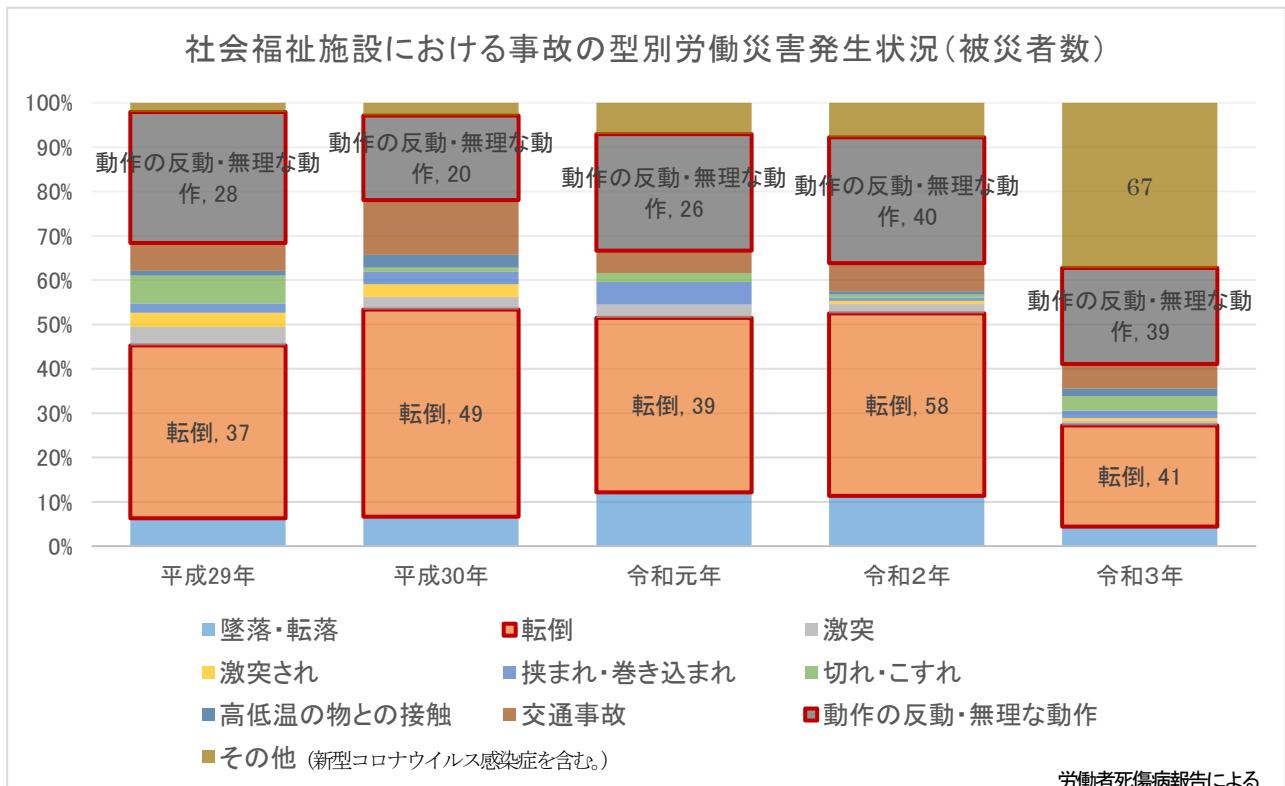
近年社会福祉施設（介護施設）における労働災害が急増中！



連続して急増中

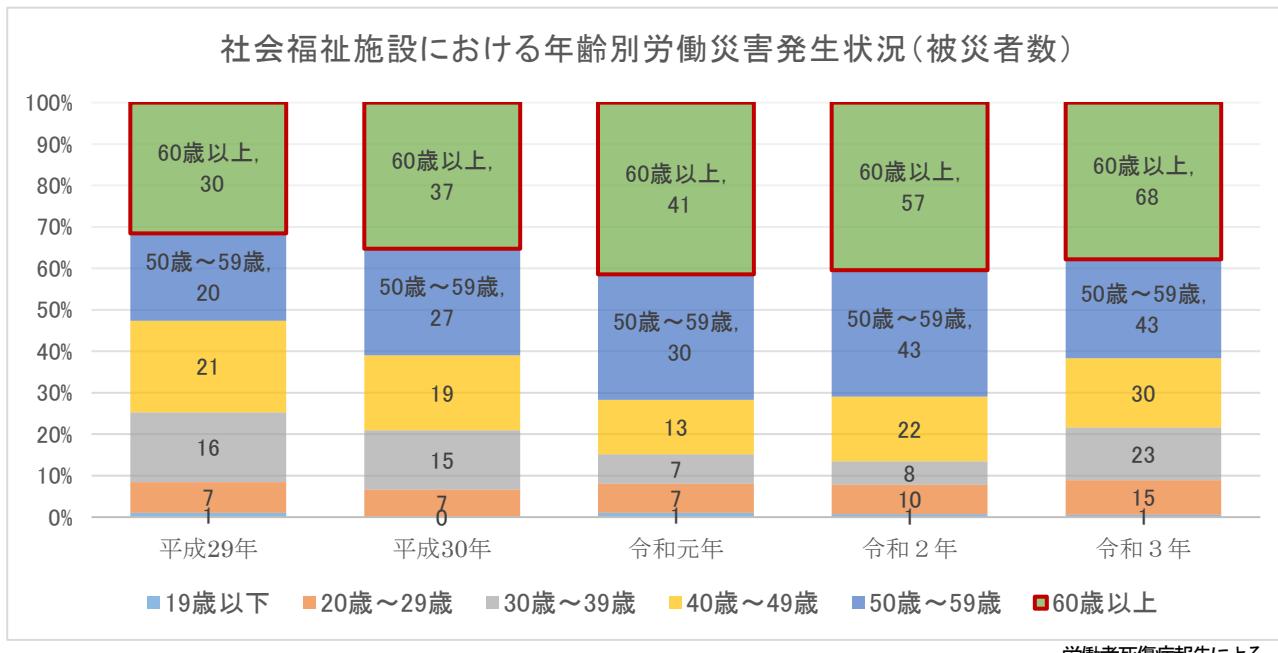
### ○近年における行動災害の動向

「転倒災害」、「動作の反動・無理な動作」(腰痛)等の災害が多く発生しています！



## ○年齢別発生状況

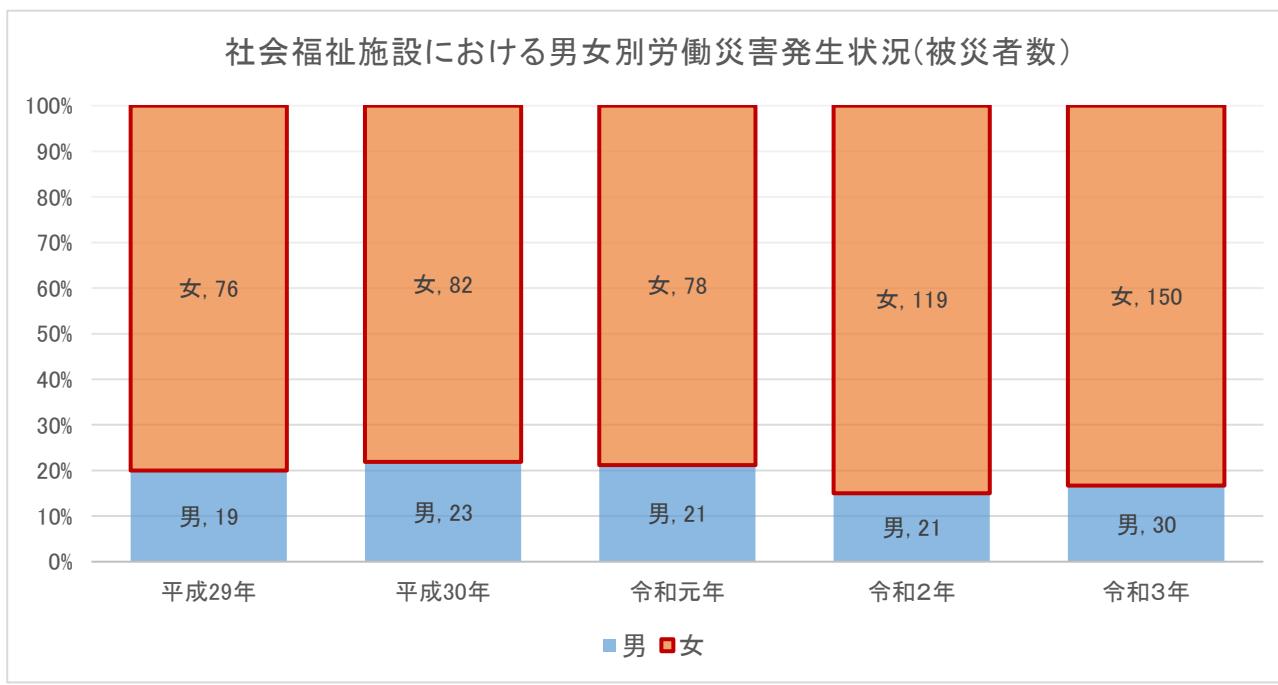
高年齢労働者の災害の割合が高くなっています！



労働者死傷病報告による

## ○男女別発生状況

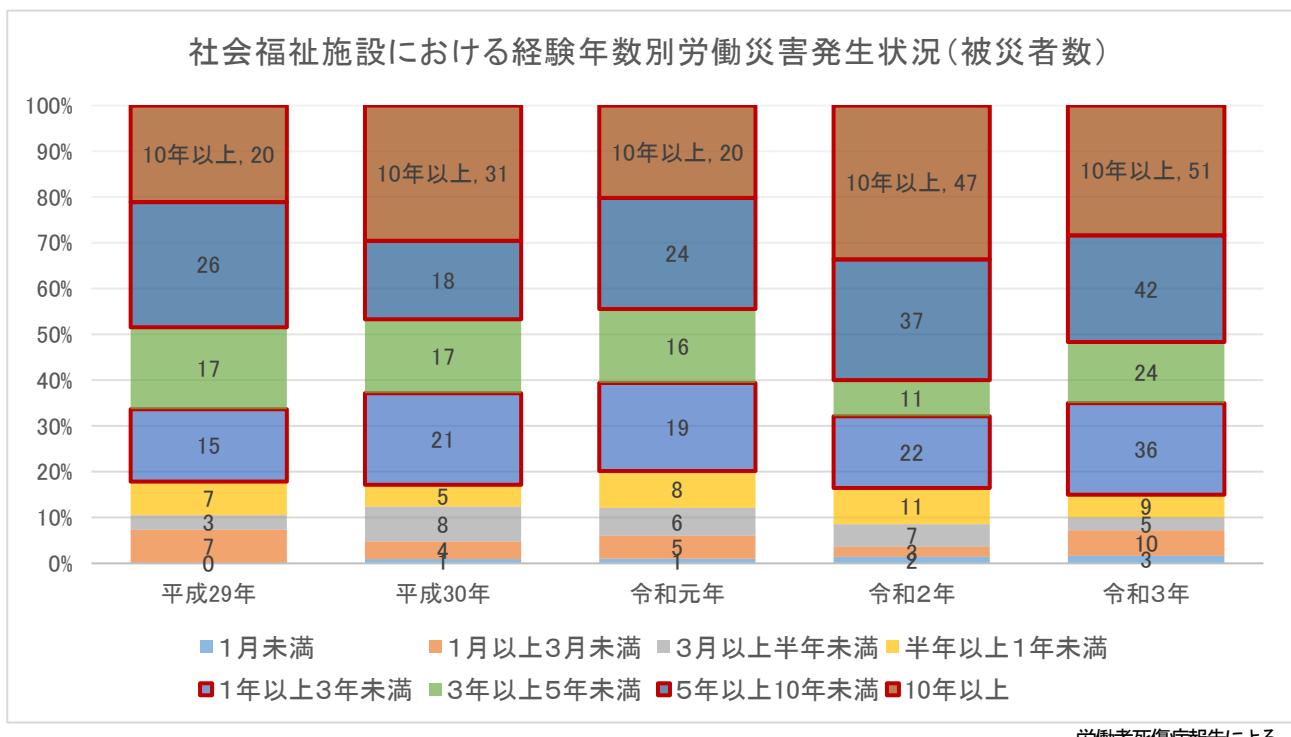
女性労働者の災害が約80%を占めています！



労働者死傷病報告による

## ○経験年数別発生状況

**5年以上の方が全体の約50%！ 次いで1年以上3年未満の方、3年以上5年未満の方の順、1年未満の方は全体の約20%！となっています！**

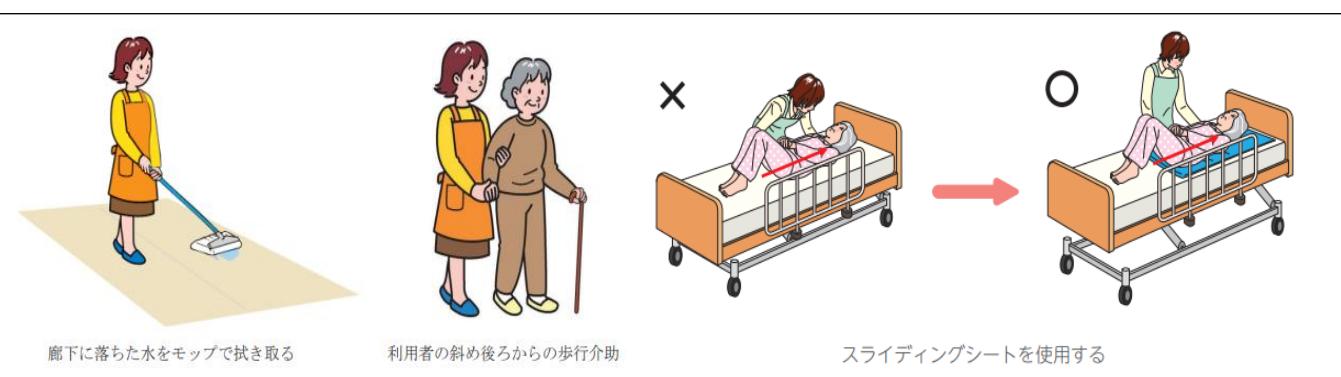


### 転倒災害の特徴と対策（令和3年の災害より）

- 高年齢の女性労働者の災害が多くなっている
- 10年以上の経験年数がある労働者の災害が最も多くなっている
- 施設内通路、廊下、階段等での災害が最も多くなっている
- ※床面の管理と床面の状態を確認して行動することが必要

### 動作の反動・無理な動作による災害の特徴と対策（令和3年の災害より）

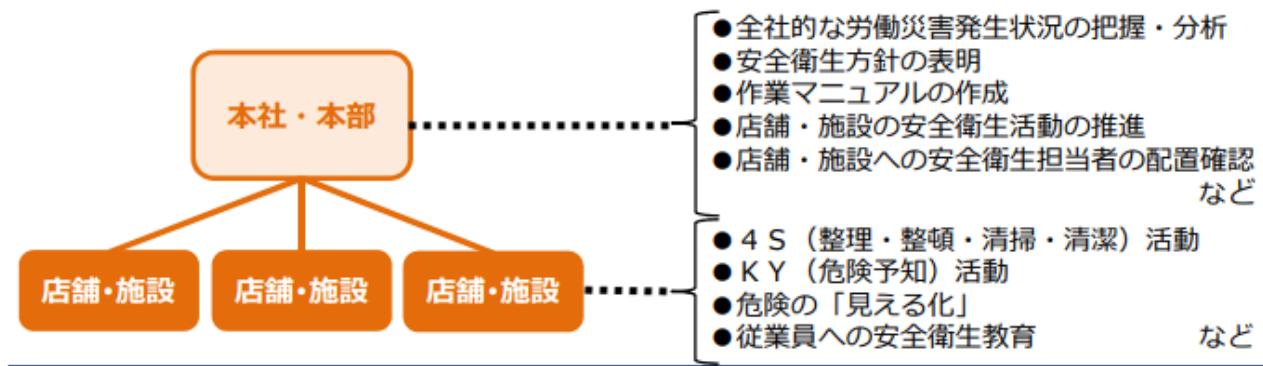
- 3年以上経験のある労働者の災害が多くなっている
- 腰部を負傷した災害が最も多くなっている
- 利用者居室での災害が多くなっている
- 一人介護時の腰痛災害が多くなっている
- ※社会福祉施設特有の事例としては、車椅子、ベットの移乗介助作業時における対策が必要



## 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設等において増加している労働災害の減少を図るため「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。



## ○安全・安心な職場づくりのために労働安全衛生管理体制をチェックしましょう！

### 【安全推進者を配置しましょう】

安全活動は、「誰かがしてくれる」ということでは、労働災害の防止に効果のある活動はできません。【労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づき、「安全の担当者＝安全推進者」を選任し安全管理を行いましょう。】

社会福祉施設の法令上の安全衛生管理体制			
	1人～9人	10人～49人	50人～
安全管理者	—	—	—
衛生管理者	—	—	○
安全衛生推進者	—	—	—
衛生推進者	—	○	—
産業医	—	—	○
安全委員会	—	—	—
衛生委員会	—	—	○
安全推進者	—	△	△

(注) 職員数が50人未満の事業場でも、産業医に準ずる者による健康管理や、安全衛生について話し合う場の設置が求められています。

(注) 平成26年3月「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」で示されたもの。表の△がガイドラインに該当。

- 安全推進者は、事業場（施設）ごとに1人以上配置します。
- 安全推進者を配置したときは、名前を作業場に掲示して周知します。
- 事業主は、安全推進者が活動しやすいように、職務遂行上必要な権限を与えるとともに能

力向上にも配意しましょう。

#### 【安全推進者の職務内容】

##### ①職場環境と作業方法の改善に関するこ

例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、取扱器具などの安全な使用に関するマニュアルの整備など。

##### ②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関するこ

例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、日常の作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施など。

## ○行動災害を防止するために

### 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の実施

4S活動とは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のこと、これらを日常的な活動として行なうことが4S活動です。

4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

荷物や器具などが整理されていない職場や、水や油で床が滑りやすい職場は災害の危険が高くなります。

#### 4S活動の本質

単に職場をきれいにする表面的なことではなく、作業者と利用者の安全と健康を守り、作業効率を向上させる基本的教育プログラムです



#### 転倒の危険をチェックしてみましょう

	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などを放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるよう十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、滑りにくく丁度良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識を付けていますか	<input type="checkbox"/>
7	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
8	転倒を予防するための教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

## KY活動の実施

人は誰でも、つい「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、**錯覚**をします。横着して**近道や省略行動**をとろうとします。このような人の行動特性が誤った動作などの**不安全行動**（ヒューマンエラー）をもたらし事故・災害の原因となります。これらは、**通常の慣れた業務で起こりがち**です。

事故・災害を防止するには、**業務を始める前に**、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い、「これは危ないなあ」と**危険のポイント**について合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、**一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取り**しながら業務を進めます。

このプロセスがKY活動です。

### みんなで安全「先取り」の話し合い



このプロセスがKY活動

一人ひとりが実践

目標を立てて…

対策を決める

日常業務と一緒にものとして労働安全衛生の取組みを行います。これを**「KYサイクル**」と呼びています。

## ヒヤリ・ハット活動の実施

### ヒヤリ・ハットの活用

誰しも、一度は**ヒヤリの体験**があるはずです。職場で体験したヒヤリは、恥ずかしがらずにドンドン出し、みんなで共有して、同じヒヤリ・ハットを繰り返さないようにしましょう。

ヒヤリ体験をしたらメモ用紙（ヒヤリ・ハットメモ）にすぐ記入し、朝礼や終礼で紹介したり、上司に報告したりして情報を共有します。

また、業務中に「こんな危険もあるよね」と想定されるヒヤリ（想定ヒヤリ）も、安全を先取りする上で有効です。

### （1）ヒヤリ・ハット活動実施のポイント

#### ①早期報告

記憶は時間が経つとともに薄れます。可能な限り早期な報告を行いましょう。

#### ②報告者の保護

報告内容によって責任追及をせず、安全衛生活動にのみ使用しましょう。報告が意図的に抑制されないよう適切な対応が必要です。

#### ③早期の改善

報告されても改善・対応を取らないと災害が発生する可能性があり、作業者のヒヤリ・ハット活動の動機付けにも悪影響となります。

#### ④情報共有

同じことが繰り返されないよう早急な情報提供が必要です。

### （2）ヒヤリ・ハットの例

#### ① 業務中や歩行中に、もう少しでケガをしそうになった

（入浴介助の時、濡れていた床面で滑り、転倒しそうになった）

#### ② 共同作業で相手と合図や確認するとき、危ないと感じた

（駐車場で、車がバックした時、建物の壁と車にはさまれそうになった）

#### ③ 機械や道具を使って危ないと感じた、あるいは仲間の危険な行動を目撃した

（二人で利用者を抱え上げようとした時、タイミングが合わずよろけた）など体験、想定のヒヤリ・ハットの内容を、朝礼などで具体的に報告します

※別添 ヒヤリ・ハット、想定ヒヤリ報告書参照

### 危険源の見える化の実施

危険の「見える化」は、職場の危険を可視化=（見える化）し、従業員全員で共有することです。

KY活動等で見つけた危険のポイントに、ステッカー等を貼り付けることで、注意喚起します。

墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっていれば、慎重に行動することができます。



階段に通行区分を明示するとともに、事故が起こりやすい最後の3段にカウントダウンの表示をして、注意喚起を行っている。



階段と廊下の交差部にカーブミラーを設置して、出会い頭の接触を防止している。

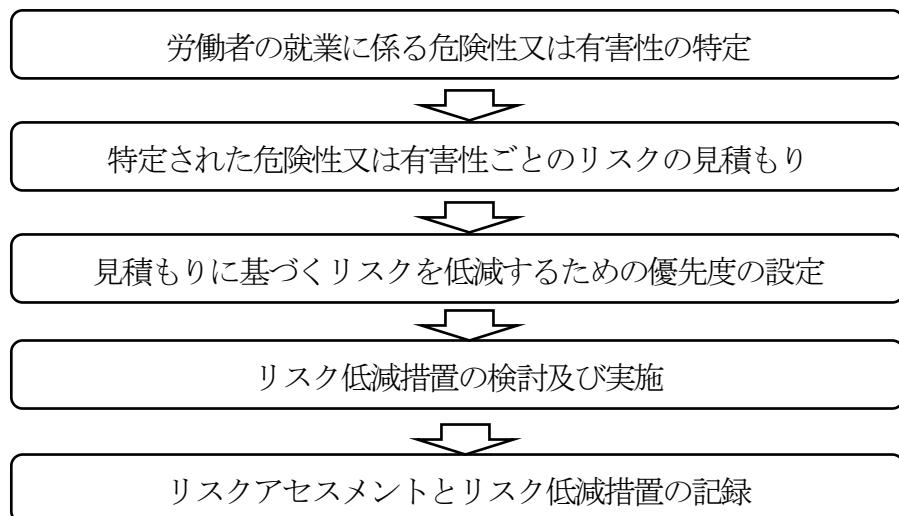


### リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントとは、**作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（被災の程度）とその労働災害が発生する可能性の度合いを組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法です。**

リスクアセスメントは、災害が発生する前に危険要因を除去することにより労働災害を防止するための**予防的手段（先取り型）**であり、従来までの自社で発生した（他社で発生した）労働災害から学び、労働災害発生後に行う事後対策（後追い型）とは異なる取り組みです。

しっかりと実施体制を整えて実施してください。



#### 【例1】マトリクスを用いた方法

##### イ 負傷又は疾病の重篤度の区分

負傷又は疾病の重篤度	内容の目安
致命的・重大 ×	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの</li> <li>休業災害（1か月以上のもの）</li> <li>一度に多数の被災者を伴うもの</li> </ul>

中程度 △	・休業災害（1か月未満のもの） ・一度に複数の被災者を伴うもの
経度 ○	・不休災害やかすり傷程度のもの

#### 口 負傷又は疾病の可能性

負傷又は疾病の可能性	内容の目安
可能性が高い ×	・日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの ・日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なものの
可能性がある △	・非定常的な作業に伴うもので回避可能なものの
可能性がほとんどない ○	・まれにしか行われない作業に伴うもので回避可能なものの

#### ハ リスク見積もり表

重篤度 可能性	致命的・重大 (×)	中程度 (△)	軽度 (○)
可能性が高い (×)	III	III	II
可能性がある (△)	III	II	I
可能性がほとんどない (○)	II	I	I

III：直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。措置を講ずるまで作業を停止する必要がある。十分な経営資源を投入する必要がある。

II：速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。優先的に経営資源を投入する必要がある。

I：必要に応じてリスク低減措置を実施する。

#### 【例2】数値化による方法

重篤度「②重大」、可能性「②比較的高い」の場合の見積もり例

#### イ 負傷又は疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

#### 口 負傷又は疾病の発生可能性の度合

極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

20点（重篤度「重大」）+15点（可能性の度合「比較的高い」）=35点（リスク）

#### ハ 優先度

リスク	優先度	
30点以上	高	・直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置を講ずるまで作業を停止する必要がある</li> <li>・十分な経営資源を投入する必要がある</li> </ul>
10～29 点	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある</li> <li>・措置を講ずるまで使用しないことが望ましい</li> <li>・優先的に経営資源を投入する必要がある</li> </ul>
10 点未満	低	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてリスク低減措置を実施する</li> </ul>

### 【マトリクスを用いた具体的な実施例】

区分	作業名	危険性又は有害性と 労働災害发生のおそ れのある作業	既存の労働災 害防止対策	リスクの見積もり			リスク 低 減措置	低減化措置実施後 のリスクの見積も り			対応措置		備 考
				重 篤 度	労 働 災 害 発 生 の 可 能 性	優 先 度		重 篤 度	労 働 災 害 発 生 の 可 能 性	優 先 度	措 置 実 施 日	次年度検討 事項	
	シーツ 交換作 業	利用者の別途のシーツ交換作業を一人で実施するとシーツを伸ばすためベットの奥に体を伸ばすのでバランスを崩して腰を痛める	雇い入れ時教育において無理な体勢を取らないよう指導している	△	×	III	シーツ交 換は2人作業とする	△	○	I	〇月〇 日		

### 安全衛生教育の実施

**当事者意識を高める「安全意識の啓発」と正しい作業方法を学ぶ「雇い入れ時の安全衛生教育の実施が必要です！**

- ◆労働災害を防止するためには、「機器・器具等の正しい使用方法」、「腰痛等を防ぐための正しい作業方法」などを従業員全員が共有している必要があります。
- ◆「どこで」、「どのような作業において」、「どのような労働災害が発生しているか」、また、「労働災害が発生するとどのようになるか」などを共有する従業員の労働安全衛生意識の啓発と「どうしたら災害は防げるか」、「正しい作業手順（マニュアル）」などを従業員に周知する安全衛生教育・研修の実施が必要です。
- ◆特に初めて職場に就いた作業員には、「雇い入れ時に安全衛生教育」を必ず実施しましょう。

### 朝礼や夕礼などを活用した安全衛生意識の啓発を行いましょう！

- ◆施設長や部門長から従業員全員に対して、自事業場や他事業場で発生した労働災害をはじめ、その月の安全衛生目標を周知し、繁忙期などの時期やイベントに応じた労働災害防止のための注意事項を周知しましょう。
- ◆パート、アルバイトは勤務時間が多様であり、従業員全員が集合する機会が少なくなります。伝

達者を決めて、さまざまな機械を通じて全員に周知することで、当事者意識が高まることが期待されます。

**※安全衛生教育については計画的に実施する必要があるため、あらかじめ教育・研修計画を策定しましょう。**

### ＜労働災害防止は「トップが率先して行動」しましょう＞

- ◆労働災害防止のためには、トップ（事業者や経営首脳者など）が自ら従業員の安全衛生に対する姿勢を明確にすることが必要です。トップが安全衛生の基本方針を策定し、従業員全員に表明しましょう。
- ◆また、トップが率先して行動することも重要です。直接現場に出向き、安全衛生について指導する「トップの安全衛生パトロール」などによって、従業員の安全衛生に対する意識が向上します。

### 職場の労働安全衛生についてチェックしてみましょう！

#### チェックリスト！【本社・本部実施事項】

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、施設で実施すべき安全衛生活動を定め、施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリ・ハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>

	(11) 热中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

### チェックリストⅡ【施設実施事項】

	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリ・ハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

### チェックリストⅢ【共通 簡易版】

	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	職場の労働安全衛生管理体制に不備はありませんか。	<input type="checkbox"/>
2	職場内で「4S活動」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	職場内で「KY活動」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

4	職場内で「ヒヤリ・ハット活動」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	職場内の危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	職場内で「リスクアセスメント活動」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	教育研修計画に基づき従業員に対する定期的な安全衛生教育等を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	朝礼・夕礼等で安全衛生意識の啓発を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	事業場の責任者（トップ）が安全衛生パトロールを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
10	発生した労働災害について状況を確認し、原因を分析して再発防止対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>



厚生労働省関係資料につきましては「別添2」をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11300000-Roudouki\\_junkyokuanzeniseibu/0000110455.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeniseibu/0000110455.pdf)

※お問い合わせ先 愛媛県介護施設+（プラス）Safe 協議会  
 （事務局）愛媛労働局労働基準部 健康安全課 (TEL 089-935-5204)

年 月 日 提出  
ヒヤリ・ハット、想定ヒヤリ報告書

報告の種別 :	<input type="checkbox"/> ①ヒヤリ・ハット	<input type="checkbox"/> ②想定ヒヤリ
↑いずれかに○を付けてください。		

所属氏名			
いつ	年 月 日 (曜日)	時	分頃
どこで		どうして いた 時	
危険を感じたときのあらまし			

どのような問題（不安全な状態又は行動）がありましたか

【 問題があった項目に欄にその時の状態と考えられる対策を記入してください 】

<p><b>作業環境の問題</b></p> <hr/> <p><b>設備機器の問題</b></p> <hr/> <p><b>作業方法の問題</b></p> <hr/> <p><b>あなた自身の問題</b></p> <hr/>	<p><b>心理分析</b> (該当する全ての項目に○をつけてください。)</p> <p>1 よく見え(聞こえ)なかった      2 気が付かなかった      3 忘れていた      4 知らなかった      5 深く考えなかった      6 大丈夫だと思った      7 慌てていた      8 不愉快なことがあった      9 疲れていた      10 無意識に動作をしてしまった      11 やりにくかった      12 体のバランスを崩した      13 その他      ( )</p>
--	---

<p><b>今後の対策（こうしてほしい、こうしたほうがよい）</b></p> <hr/>
--

<p><b>※安全担当者の記入欄（※報告者は記入しないこと。）</b></p>
---

## 記入例

報告の種別： ヒヤリハット 想定ヒヤリ  
↑ いづれかに○をして下さい。

## ヒヤリハット・想定ヒヤリ 報告書

所属氏名	〇〇係 〇〇 〇〇		
いつ	平成27年〇〇月〇〇日(〇曜日) 13時30分頃		
どこで	浴室前の廊下	どうしていた時	介護者を居室に移動中
ヒヤリハットした、危険を感じた時のあらまし	介護対象者の風呂を済ませ、居室に移動するため、腕を抱えて歩行中、床がぬれていたため、滑って介護対象者と一緒に転びそうになった。		

どのような問題（不安全な状態又は行動）がありましたか。

[ 問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入してください。]

## ①作業環境の問題

前の入浴者で浴室前の廊下がぬれていたが、きちんと拭かれていなかったので、滑りやすくなっていた。

## ②設備機器の問題

## ③作業方法の問題

介助者と一緒に歩行していたので、一緒に倒れそうになった。

## あなた自身の問題

介助しながらの歩行に気がいっていて、床がぬれていることに気が付かなかった。また、予定より入浴に時間がかかったため多少急いでいた。

- 心身分析  
(該当する全ての項目に○をつける)
- 1.よく見え(聞こえ)なかった
  - 2.気がつかなかった
  - 3.忘れていた
  - 4.知らなかった
  - 5.深く考えなかった
  - 6.大丈夫だと思った
  - 7.あわてていた
  - 8.不愉快なことがあった
  - 9.疲れていた
  - 10.無意識に手が動いた
  - 11.やりにくかった
  - 12.体のバランスをくずした

## 今後の対策（こうしてほしい・こうしたほうがよい）

水ぬれば、ぬらした人がきちんとモップで拭いておいてほしい。

\*安全推進者の記入欄：報告者は記入しないこと。

- (ア) 入浴後は出入口の水ぬれに注意し、すぐにモップで水を確実に拭き取るように徹底させる。  
部署担当者は担当エリアで、作業者が上記の行動が確実に行われているか確認する。
- (イ) モップが使いやすい場所にあるか確認し、必要によりモップ置場を確保する。
- (ウ) 水ぬれしやすい個所がないか確認するとともに、問題個所の改善を検討する。
- (エ) 急がないことを徹底する。

## 厚生労働省関係資料

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始します

(プレスリリース：平成27年1月20日)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071356.html>

## 転倒予防・腰痛予防の取組

[https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=005876357619168369638:ydrbkuj3fss&q=https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000011055.html&sa=U&ved=2ahUKEwiDraXfbw33AhW6w4sBHeZgBwIQFnoECAMQAQ&usg=AOvVaw2R\\_RQUGpy25JKrfpuTfEMS](https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=005876357619168369638:ydrbkuj3fss&q=https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000011055.html&sa=U&ved=2ahUKEwiDraXfbw33AhW6w4sBHeZgBwIQFnoECAMQAQ&usg=AOvVaw2R_RQUGpy25JKrfpuTfEMS)

10月10日は「転倒予防の日」、職場での転倒予防に取り組みましょう！

(令和3年10月)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21393.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21393.html)

## 資料1 転倒災害発生状況

[https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=005876357619168369638:ydrbkuj3fss&q=https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838431.pdf&sa=U&ved=2ahUKEwiu3N\\_sxb33AhVSBqYKHVqBBAcQFnoECAMQAQ&usg=AOvVaw23iMezUz2abd5QOLOKOWpW](https://www.google.com/url?client=internal-element-cse&cx=005876357619168369638:ydrbkuj3fss&q=https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838431.pdf&sa=U&ved=2ahUKEwiu3N_sxb33AhVSBqYKHVqBBAcQFnoECAMQAQ&usg=AOvVaw23iMezUz2abd5QOLOKOWpW)

## 資料2 リーフレット「事業主の皆さまへ 安全・安心な職場づくりに取り組みましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838432.pdf>

## 資料3 厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット 職場での転倒にご注意ください！「転倒予防のために適切な『靴』を選びましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>

## 資料4 転倒・腰痛予防体操（YouTubeにリンクしています。）

「いきいき健康体操」（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY&feature=youtu.be>

## 資料5 小売業向け資料

- ・小売業の労働災害発生状況
- ・厚生労働省・日本転倒予防学会作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「店頭での転倒に要注意」
  - ・リーフレット「小売業事業主の皆さまへ 人材確保のためにも 安全・安心な施設づくりに取り組みましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838436.pdf>

## 資料6 介護施設向け資料

- ・社会福祉施設の労働災害発生状況
- ・厚生労働省・日本転倒予防学会作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「介護中の転倒に要注意」
  - ・リーフレット 「介護事業主の皆さんへ 人材確保のためにも 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう」
  - ・リーフレット 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう（介護報酬でも、介護職員の負担軽減の観点から「職場における腰痛予防対策指針」が参考と位置付けられました！）
  - ・リーフレット 「保健衛生業向け腰痛予防動画サイトへようこそ」～職場における腰痛予防対策指針に準拠～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838437.pdf>

参考 三原副大臣から労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、陸上貨物運送事業の業界団体への協力要請を行いました（令和3年9月）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21306.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21306.html)

事業主の皆さんへ 職場での腰痛を予防しましょう！「腰痛予防対策指針による予防のポイント」  
(平成25年11月)

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131114-01.pdf>

社会福祉施設を運営する事業主の皆さんへ 介護・看護作業による腰痛を予防しましょう  
(平成25年11月)

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131025-01.pdf>

社会福祉施設、医療施設を運営する事業主の皆さんへ 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう(平成26年) 本省腰痛対策サイト

[https://www.mhlw.go.jp/content/kaigokango\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/kaigokango_2.pdf)

ステッカー（転倒・腰痛）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000058399.pdf>

職場の危険の見える化（社会福祉施設）

（平成31年3月）

[https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka\\_shakaihukushi.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka_shakaihukushi.pdf)

わかりやすい リスクアセスメント導入促進マニュアル（社会福祉施設）

（平成30年4月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000211912.pdf>

社会福祉施設の安全管理マニュアル

（平成28年1月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000110455.pdf>

社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～

（平成27年2月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000075083.pdf>

見える化で作業の安全を！ 社会福祉施設

（平成25年12月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000069507.pdf>

社会福祉施設で働くみなさま「労働災害が増えてます！」 みんなの職場は安全でしょうか？」

（令和2年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000659981.pdf>

小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害を防止しよう！ 労働災害を減少させた好事例の紹介（リーフレット）

(令和2年7月)

[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2020\\_03/houkoku\\_2020\\_03.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2020_03/houkoku_2020_03.pdf)

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

(平成28年12月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkkyoku/0000150060.pdf>

第三次産業向け 安全推進者モデルテキスト活用のすすめ 一小売業、飲食店、社会福祉施設を中心の一

(平成30年4月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkkyokuanzeneiseibu/0000211871.pdf>

第三次産業の事業者の皆さんへ～安全で安心な職場をつくりましょう～

(平成28年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkkyokuanzeneiseibu/0000115127.pdf>

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の先進的な取組事例集 一小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて一

(平成30年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkkyokuanzeneiseibu/0000198598.pdf>

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さんへ 交通労働災害を防止するために

(平成27年11月)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkkyokuanzeneiseibu/0000102734.pdf>

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

(令和2年6月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

はしごを使う前に／脚立を使う前に

(令和3年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>